

公有財産売買契約書（自動車）

宇土市（以下「売払者」という。）と _____（以下「買受者」という。）との間に、次のとおり宇土市公有財産（自動車）の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売払者と買受者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を締結しなければならないものとする。

（売買物件）

第2条 売払者は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を買受者に売り渡し、買受者は、これを買い受けるものとする。

売却区分番号	売却物件名称	摘要
		別紙のとおり

（売買代金）

第3条 売買代金は、金_____円とする。

（うち消費税及び地方消費税の額_____円）

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、宇土市契約事務規則第51条の規定により、売却物件について納付した入札保証金の額（_____円）とする。

- 2 買受者は、入札保証金を契約保証金に充当するため、契約保証金充当依頼書兼売買代金充当依頼書を売払者に提出しなければならないものとする。
- 3 契約保証金は、第12条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。
- 4 契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 5 売払者は、買受者が第5条に定める債務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

（売買代金の残金の納付）

第5条 買受者は、第3条に定める売買代金から第4条第1項に定める契約保証金を控除した額（以下「売買代金の残金」という。）を、売払者が発行する納付書又は売払者が指定する銀行口座への振込により、売払者が指定する納付期限までに一括で納付しなければならないものとする。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、買受者が売買代金の残金を納付したときに売払者から買受者に移転するものとする。

- 2 買受者は、遅滞なく移転登録手続きを行い、移転登録完了後、速やかに車検証（解体等をした場合は、その事実を証明するもの）の写しを売払者に提出しなければならないものとする。
- 3 第1項から第2項に要する費用は、買受者の負担とする。

(売買物件の引き渡し)

第7条 売払者から買受者への引き渡しは、買受者が売買代金の残金を納付したときの現状有姿とする。

- 2 売払者は、売買物件の所有権が買受者に移転した日から15日以内で売払者が定める日に売買物件を買受者に引き渡すものとする。ただし、売払者が定めた日に買受者が売買物件を引き取れない場合は、買受者は、保管依頼書に必要事項を記入、押印のうえ、売払者が指定する日までに売払者に提出しなければならないものとする。この場合において、保管期間は、売買物件の所有権が買受者に移転した日から起算して30日以内とする。
- 3 買受者は、売買物件を引き受けたときは、直ちに公有財産受領書兼関係書類受領書を売払者に提出しなければならないものとする。
- 4 買受者は、売買物件の引き受け及び搬出の実施については、関係法令を遵守し、売払者の指示に従うとともに、これに必要な保険加入、輸送手配等の手続きについては、買受者が行うものとする。
- 5 第1項から第4項に要する費用は、買受者の負担とする。

(危険負担)

第8条 売買物件の所有権が買受者に移転した後に、売払者及び買受者双方の責めに帰することができない事由によって滅失又は毀損したときは、買受者は、その滅失又は毀損を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。この場合において、買受者は、代金の支払を拒むことができないものとする。

(契約不適合責任)

第9条 売払者は、売買物件を現状有姿で買受者に売り渡すものであり、売払者は売買物件の品質上の問題が発見された場合でも、買受者に対して一切の責任を負わないものとし、買受者は、債務の履行の追完、代金減額、解除及び損害賠償を請求することができないものとする。

- 2 売払者がこの契約に基づき買受者に移転した権利がこの契約の内容に適合しないものである場合（権利の一部が他人に属する場合においてその権利の一部を移転しないときを含む。）についても、前項と同様とする。

(売払者の解除権)

第10条 売払者は、次の各号のいずれかに該当するときは、任意にこの契約を解除することができるものとする。この場合において、解除により買受者に損害があつても、売払者はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 買受者が、期間内にこの契約に定める債務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められる場合
- (2) 売払者から契約解除の申出があつた場合
- (3) 買受者が契約の履行について不正の行為をした場合
- (4) その他買受者又はその代理人がこの契約に違反した場合

2 売払者は、この契約に関して買受者又は買受者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したときに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により買受者に損害があつても、売払者はその賠償の責めを負わないものとする。
(解除による違約金)

第11条 買受者は、前条の規定により契約を解除されたときは、売払者に契約金額の10分の10を違約金として支払うものとする。この違約金の徴収は、売払者の損害賠償の請求を妨げないものとする。

2 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、売払者は、当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができ、買受者に対する支払金額その他の債務があるときは相殺することができるものとする。

(損害賠償)

第12条 買受者は、この契約に定める義務を履行しないため売払者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として売払者に支払わなければならないものとする。

(補則)

第13条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、民法（明治29年法律第89号）、その他日本国の法令及び宇土市契約事務規則（平成14年規則第16号）の定めるところによる。

(契約の費用)

第14条 この契約に要する費用は、買受者の負担とする。

(裁判管轄)

第15条 この契約に関する訴えの管轄は、売払者の事務所の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

(その他)

第16条 この契約書に定めるものを除くほか、疑義を生じたときは、売払者と買受者とが協議の上定めるものとする。

この契約の成立の証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を所持するものとする。

年　　月　　日

売払者　　宇土市
　　　　　　代表者　　宇土市長　元松　茂樹

買受者　　住所

商号又は名称

氏名

別紙

車名	
年式	
車体番号	
型式	
総排気量	
付属設備（数量）	